

ハンセン病問題は終わっていない

現代では、感染することも、発病することもほとんどないハンセン病。治る病気であるにもかかわらず、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。

隔離するための法律は、廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別は、なくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。

同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題から学ぶべきことはたくさんあります。

≪法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」≫より引用



どんな病気なの？



ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては、「らい病」とよばれていました。

現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとって「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は障害などの後遺症が残ることもありました。

《法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」》より引用

治療法はあるの？



昭和18年（1943年）米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では昭和21年（1946年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与してほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年（1949年）から広く使用されるようになりました。

その後、様々な薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は、早期に発見し、適切な治療を行えば顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

《法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」》より引用

他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても発病する力はとても弱い細菌です。

現在の日本の衛生状況や、生活や医療の環境を考えると感染することや発病することはほとんどありません。

≪法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」≫より引用

治る病気になっても隔離されたままだった

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年（1907年）の「癩（らい）予防ニ関スル件」から始まり、昭和6年（1931年）に成立した「らい予防法」という法律の下で進められてきました。

全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけ出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。

昭和21年（1946年）には特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、昭和28年（1953年）患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。

この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規程が設けられていないことでした。つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると多くの人は一生涯そこから出ることができませんでした。

《法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」》より引用

人権がないがしろにされていた療養所での生活

療養所では、患者たちは、さまざまな労働をしなければなりませんでした。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は、遺伝するといった間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかった子どもは7,696人にも及びます。

《法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」より引用》より引用

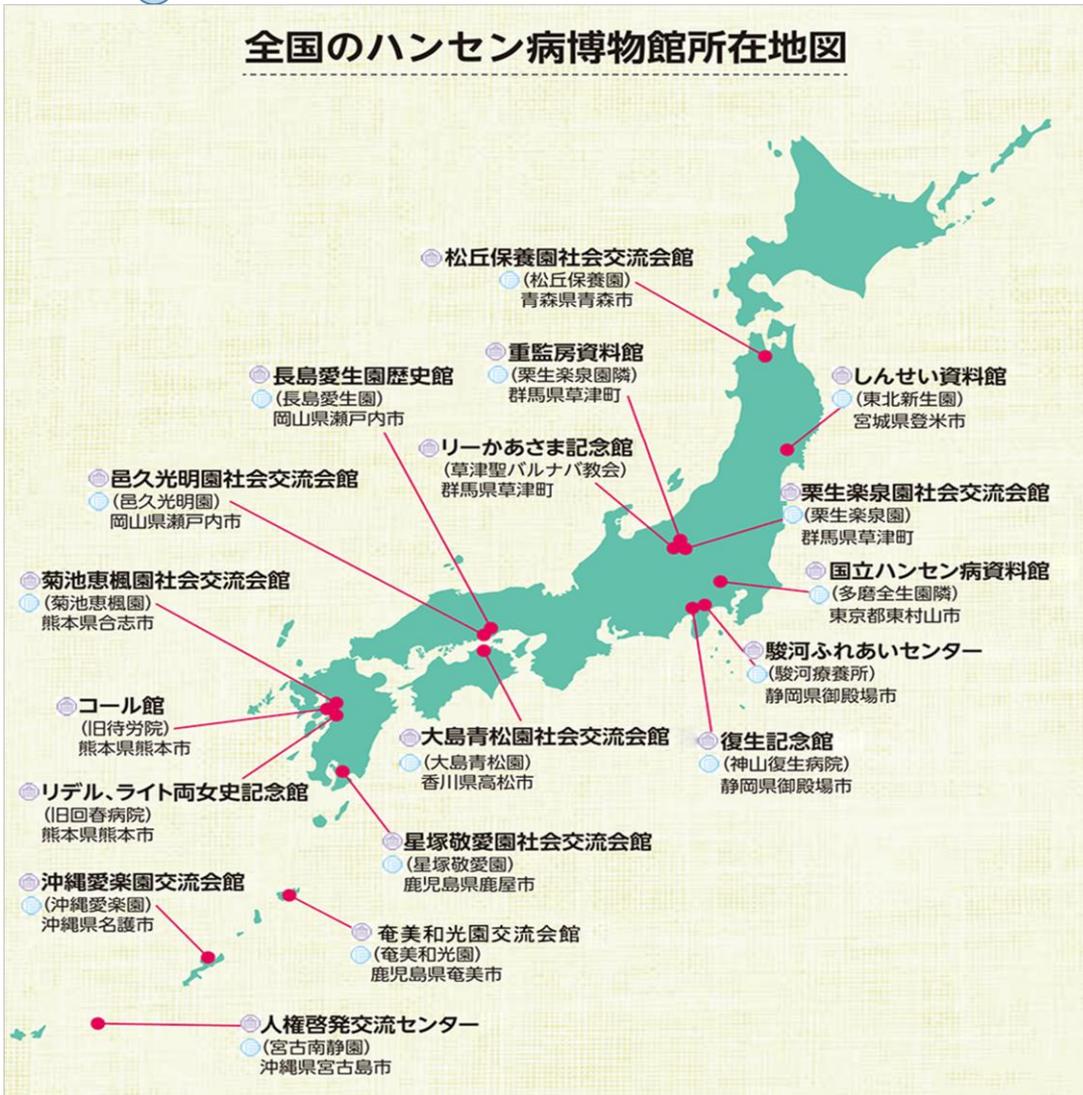
政府の取組等

平成15年（2003年）11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った知識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成21年（2009年）4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、国際社会においては平成22年（2010年）に我が国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が（人権理事会及び）国連総会において採択されました。

令和元年（2019年）6月28日、熊本地裁において隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由に、国の一部敗訴の判決が出されました。この判決に対して、政府は、ハンセン病対策の歴史と筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族への思いを致し、控訴はしないこととし、令和元年7月12日「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入にあたっての内閣総理大臣談話」を公表しました。同談話において政府は関係省庁が連携・協力し患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化にとりくむこととされました。

ハンセン病を学べる全国の施設

全国のハンセン病博物館所在地図



近年、全国の国立ハンセン病療養所では、社会交流会館の設置が、相次いでいます。これは療養所が、資料の史跡の保存、展示や講演を中心とした、普及啓発、地域との交流等に力を入れていこうとしていることの表われです。

一方、既に長い活動実績がる社会交流会館や、元私立療養所の記念館、国立の資料館も存在しています。こうした博物館施設の数、今や18館（開催準備中も含めて）にのぼります。それぞれの療養所の成り立ちや生活を中心に特色のある活動を展開しています。療養所には固有の歴史があり、それらを残し社会に伝えるこうした施設の存在意義は、非常に大きなものがあります。

《国立ハンセン病資料館ホームページ》より引用

参考

- ・法務省HP 人権啓発動画・人権啓発冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」より引用
- ・国立ハンセン病資料館 ホームページより引用